

春日井市に対する中小業者の要望

(1) はじめに

昨年の原油の高騰、それにとまなう石油関連商品の大幅値上げ等につき、リーマンショックに始まる未曾有の金融危機、トヨタショックにみられる『百年に一度』といわれる経済状況の悪化は、市内の中小商工業者の営業とくらしにきわめて深刻な影響を及ぼしています。

当会の会員からも「昨年と比べ売上が9割減になり、工場の家賃など固定費の支払いもできない」（鉄工業）、「昨年と比べて平均して20%売上が落ちている。9月はもっとひどくて35%落ちた。これ以上、店を続ける意欲が出てこない」（飲食業）、「仕事が続かず、単価も下げられ住宅ローンなどの支払いができない」（鉄骨工事）、「緊急保証で融資を受けた。2ヶ月で資金が底をつき、二度目の融資を受けて何とかしのいできたが、仕事が出てこなくてその資金もなくなった。三度目の融資を申し込んだが断られて途方に暮れている」などの実態が出されています。

7月には緊急に経済振興課との懇談の場を設けていただき、中小業者を取り巻く状況について意見交換し、中小業者を支える施策を要望しましたが、残念ながら「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用も含めて中小業者の営業とくらしを守る施策が行われているとは言えません。

今のような時期だからこそ行政が中小業者を支える施策を実施してゆく必要性が増していると考えます。市当局の基本的な認識と考え方をご回答ください。

【回答】

最近の日本の経済状況は、内閣府月例経済報告(10月)によりますと、「景気は、持ち直しているが自律性に乏しく失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」となっており、中小零細企業を取り巻く環境は雇用情勢の悪化や企業収益が大幅に減少するなかで、非常に厳しい状況が続いています。

国では、「経済危機対策」における中小企業対策として、本年4月より

- ① 日本政策金融公庫、商工中金等によるセーフティネット貸付の拡充
- ② 労働者の解雇等を行わない場合には中小企業緊急雇用安定助成金の助成率の上乗せ
- ③ 新たな残業削減雇用維持奨励金の創設

等の経済対策の強化が行われています。

市では、産業振興アクションプランに基づき企業活動への支援策として、雇用促進支援や設備

投資助成等28の施策支援を行っております。そのうち中小企業に特化して活用できる施策についても

- ① 展示会・見本市の出展小間料を支援する販路拡張事業
- ② 人材育成のための研修事業
- ③ 商工業振興資金融資信用保証料助成や創業支援利子補給補助といった金融関係の支援事業

等 10 事業を実施しており、現在支援制度の拡充等を検討しております。

こうした状況下において、これらの関連施策の活用に注力しております。

(2) 中小企業・中小商工業者の営業をめぐって

1、家賃など営業固定費の直接支援も含めて春日井市独自の助成制度を設けること。

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用状況を明らかにすること。

【回答】

「経済危機対策」の一環として、地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を交付するとされたことを踏まえ、平成 21 年度補正予算において創設されました。

本市では、国より約4億円の内示を受けましたので、平成 21 年度第5回(9月)議会に、この「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を財源として、新型インフルエンザ対策等の事業を計上しました。なお、この事業の実施に当たっては、総務省より、「地域の中小企業の受注機会に配慮」するよう求められており、その旨、予算執行課において留意するよう伝えております。

また、昨年度策定した産業振興アクションプランに基づき、企業活動への支援策として、雇用促進支援や設備投資助成等の28の施策支援を行っており、現在、来年度に向けて、さらなる支援制度の新規・拡充等を検討しております。

しかし、ご要望の家賃など営業固定費の支援制度につきましては、不動産賃貸料、設備・機器のリース代、水道光熱費、人件費、接待交際費など売上高や販売個数の増減に関係なく、全ての企業に対して、一定額として発生する固定の費用に対する助成であり、かなりの財政的な措置が必要かと思われます。

このため、現時点においては、営業固定費の助成制度の新設は考えておりません。

2、市内金融機関に対し、商工業振興資金融資制度要綱を徹底し、制度の適正な運用をはかること。

制度融資の趣旨を逸脱し、銀行の『内規』を優先させるような対応（保証決定がされたにもかかわらず銀行が理由も明示せず融資実行を拒否したケース、運転資金の利用で「領収書」の提示を求めるケース、『事業実績が6ヶ月程度の事業者には融資しない』と言い放ったケースなど）が改善されません。これらを改めるように指導を強め、必要な場合は、預託金の引き揚げも含めて断固たる対応を行うこと。

【回答】

中小事業者に対する経営安定等のための融資制度のなかで、商工業振興資金は利用しやすい有効な制度と考えておりますので、これを中心とできる限り利用者の要望に沿った制度運用が図られるよう努めております。平成19年10月から「責任共有制度」が導入されましたが、金融機関担当者に対しては、機会あるごとに適正な運用をするよう指導するとともに、今後も、広く需要を把握し有効利用が図られるよう指導してまいります。

3、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）や春日井市商工会議所に依頼し、日本政策金融公庫の新規開業貸付、小規模経営改善貸付について、平成20年度および21年度（9月まで）の市内業者の利用件数、金額を明らかにすること。

【回答】

日本政策金融公庫経営改善貸付(平成21年度については9月分までの実績)

20年度	93件	398,900千円
21年度	64件	308,500千円

日本政策金融公庫新規開業貸付(平成21年度については9月分までの実績)

20年	25件	124,800千円
21年	39件	149,020千円

4、商工業振興資金（通常資金と小規模企業資金を区分して）、経営環境適応化融資の申込み件数、申込み金額、保証承諾件数、保証金額について平成20年度および21年度（9月まで）の市内業者の利用件数、金額を明らかにすること。

【回答】

商工業振興資金(平成21年度については9月分までの実績)

年度	内 訳	申込件数	承諾件数	承諾金額
20年度	通常資金	394件	373件	4,667,580千円
	小規模企業資金	526件	495件	1,835,097千円
	合 計	920件	868件	6,502,677千円

21 年度	通常資金	192 件	180 件	2,500,250 千円
	小規模企業資金	245 件	228 件	827,910 千円
	合 計	437 件	408 件	3,328,160 千円

経済環境適応資金(平成 21 年度については 9 月分までの実績)

	承諾件数	承諾金額
20 年度	748 件	16,538,242 千円
21 年度	581 件	10,493,829 千円

セーフティネット保証に関わる「認定書」発行件数を昨年 10 月以降、月別に明らかに すること。

月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
件数	3	122	179	167	199	214	131	121	132	109

月	8	9	計
件数	62	89	1,528

5、緊急保証制度利用に伴う保証料の助成および利子補給を実施すること。

【回答】

県内の市町での、セーフティネット資金の信用保証料への助成は約 3 割、利子補給は数市町にとどまっております。

こうしたことから、市では現在のところ、信用保証料助成や利子補給制度の新設は考えておりません。

しかしながら、信用保証料、利子補給の充実につきましては、引き続き今後の経済状況の推移を見守りながら、制度運用に実効的な効果があがるよう調査・研究いたします。

6、経営環境の悪化にともない商工業振興資金の「ご案内」について

①「制度を利用できない方」にある「税を滞納している方」を「滞納解消の見込みがない方」にあらためること。少なくとも愛知県の要項通りに「納税の猶予」あるいは「徴収の猶予」を受けている場合には除外するようにすること。

【回答】

商工業振興資金は愛知県の融資制度であるため、愛知県の商工業振興資金融資制度要綱、

同要綱事務処理細則、同制度の運用についての取扱規定に基づき事務を行ってまいります。

②運転資金の「6ヶ月以上が経過」という点の弾力的運用を図ること。「ご案内」の表現も検討すること。

【回答】

計画的な資金運用のため、運転資金の申込間隔(6ヶ月)を設けておりますが、今後も現在行っているとおり状況に応じた運用をしてまいります。

③設備資金で「乗用車の場合是一律3割以上の自己負担を必要とします」を従来の「乗用車の場合、必要性の説明」にとどめ、使用用途が明確な場合「一律3割以上の自己負担」を適用しないこと、「運転資金との併用申込みは受付できません」の文言は削除すること。

【回答】

この制度において車両の購入目的に係る利用については、事業用の用途であることが前提となります。普通車について確かに「3割」に厳密なる根拠はありませんが、普通乗用車については、事業用として、それではなければならないという業種は極めて限定的であり、通常業種にかかわらず、非事業用で使用される部分があり、概ね最低限として3割の自己負担分をお願いしているものです。

7、「空き店舗」に対する助成制度の平成20年および21年（9月まで）の利用件数を明らかにすること。

【回答】

「空き店舗」に対する助成制度の利用件数

年 度	20	21(9月末時点)
賃借料助成件数	8	11
改装費助成件数	4	8

8、「創業資金融資に係わる利子補給補助金制度」の活用状況を明らかにすること。対象範囲の拡大についての検討内容を明らかにすること。

【回答】

平成20年度実績 25件 1,329,575円

平成21年度から日本政策金融公庫の融資に加え、市内金融機関の融資制度も補助金の対象といたしました。

9、春日井市が購入する物品、役務、建設工事などは、地元中小企業・中小商工業者の受注機会の増大を図るように努めること。小規模工事や一定額以下の物品発注へは大企業や名古屋に本店をおく大手業者の参入を規制し、地元業者へ優先して発注を行うこと。

「小規模修繕契約希望者登録制度」のように地元業者に直接発注する制度を創出すること。

【回答】

春日井市においては、入札業者審査委員会で、物品、役務、建設工事など指名業者の選定の基準及び方法について必要な事項を定めた春日井市指名業者等選定要領により、指名業者を選定しています。この要領では、特殊な技術力を必要とする等特別な理由がある場合を除き、市内業者を優先して選定にあたることを定め、業者選定の公正を確保する中で、地元業者の受注機会の拡大も確保しています。

なお、建設工事においては、工事の部門毎に分離発注の形式をとり、地元業者の育成に努めています。

10、企業誘致等への偏重した経済振興策を転換し、地元中小業者の仕事確保と生活の安定につながるようにつとめること。

【回答】

昨年度策定した産業振興アクションプランに基づき、「企業誘致」、「企業の育成・活動支援」、「創業支援」を3つの柱として取り組んでおります。

具体的には、中小企業を中心とした実態の把握、企業のニーズや情報収集を目的として、毎月20社以上のペースで企業への訪問・接見を行い、支援施策の利用拡大や就職フェア等の雇用創出のマッチング、小規模事業者への事業資金、各種セミナーの開催等の支援を行っております。

今後におきましても、市と商工会議所が一体となり、企業のニーズに迅速かつきめ細やかに応えていく「ワンストップサポート」のもとで、積極的に企業訪問を行うとともに、企業の目線に立った、きめ細かなサービスを行ってまいります。

(3) 中小商工業者・市民の生活を守るために

1、不況などで売上や所得が減少し、市県民税や国保税、固定資産税などが払いきれず滞納となっている業者に対して、丁寧・親切な納税相談を行うこと。

生活を困窮させ、事業継続を困難にするような差押は行わないこと

平成20年および21年（9月まで）の差押件数および差押金額を明らかにすること。

年 度	差押件数	差押金額
20 年度(4 月～3 月)	2, 278 件	229,487,493 円
21 年度(4 月～9 月)	631 件	78,159,142 円

2、滞納を理由とした資格証明書の発行は行わないこと。短期保険証の交付はやめること。
資格証明書、短期保険証の発行数および「留め置き」の世帯数を明らかにすること。（平成 21 年 9 月末時点）

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない方に対して、実施しております。また、短期保険証については、納税相談機会の創出を目的として活用しております。

本市では、毎週水曜日（～PM7:00）及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く提供するとともに加入者の生活実態などを把握する中、滞納者への対応を実施しているところでありますので、ご理解ください。

平成21年9月末時点	資格証明書	59件
	短期保険証	3276件
	留め置き	1375世帯

※「留め置き」は、短期保険証の期限切れによる未発行分

3、国保税の減免基準を拡充すること。所得減少（売上減少、リストラや賃金カットを含む）による減免対象を名古屋市並にすること、当面、前年所得500万円以下に改めること。

「減免制度」の周知をより徹底すること。（たとえばホームページの記述など）
減免申請の手続きを簡素化すること。

【回答】

所得減少による減免対象については、平成 16 年度に 200 万円から 300 万円に、平成 20 年度に 300 万円から 400 万円に引き上げています。この基準を引き上げると本市の厳しい国保財政状況の中、他の加入者の税に影響を及ぼすことから、当面は現行制度を維持していきたいと考えています。

また、減免制度については、納税通知書やホームページに掲載して周知するとともに、窓口でのお問い合わせにおいて申請手続きをご案内しております。

4、平成 20 年から始まった特定健診および特定保健指導の受診状況を明らかにすること。

受診方法等について周知徹底をはかるようにすること。国保加入以外の市民がガン検診と同時に特定健診を受診できるように関係機関、関係保険者とも協議して受診形態等を検討、改善をはかること。

後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけること。

【回答】

市では、対象者全員にがん検診及び肝炎ウイルス検診の受診券を送付しているほか、平成21年度から特定健診(国保加入者)とがん検診を統一受診券として送付し、年度末の3月を除き、ほぼ通年で春日井市内の指定医療機関で実施しています。国保加入者以外にも、がん検診の受診券を送付していますので、保険者が指定する特定健診の指定医療機関が春日井市内であれば、がん検診と同時に受診することも可能であると思います。

特定健診及び特定保健指導については、ホームページや広報に掲載するとともに、特定健診受診券や特定保健指導利用券に合わせて啓発チラシを同封し、受診方法等について周知徹底を図っております。

後期高齢者医療制度については、廃止時期を平成24年度末とし、平成25年度から新制度に移行するよう、国において見直しが進められているところです。

平成20年度 特定健診及び特定保健指導の受診状況(途中加入者を含む)

区 分	発送件数(人)	実施者数(人)	実施率(%)
特定健診	52,014	14,564	28.0
特定保健指導	1,132	357	31.5
うち、積極的支援	—	50	—
動機付支援	—	307	—

6、平成20年度および21年度(9月まで)の「暮らしいきいき資金融資斡旋」制度の活用状況(相談・申し込みおよび許諾件数)を明らかにすること。

引受金融機関(大垣共立銀行春日井支店)との協議内容を明らかにすること。

申込要件のうち「税の滞納がないこと」を「税の滞納解消の見込みがないこと」にあらため要件を緩和すること。

【回答】

「暮らしいきいき資金融資あつ旋」制度の活用状況について

年 度	相談件数	申し込み件数	許諾件数
平成20年度	52件	23件	10件
平成21年度(9月まで)	43件	14件	7件

毎年覚書を交わし、融資目標等、融資利率等を交わしています。

税の滞納がないことの確認書類として、「未納がないことの証明書」の提出を義務付けておりますが、「税の滞納解消の見込みがないこと」を確認するための書類がないため、要件の変更は困難です。

7、市が実施している生活相談の中で、20年度および21年度（9月まで）サラ金・クレジット・商工ローン、ヤミ金融など高利の返済で困っている市民の相談件数を、明らかにすること。

「多重債務者に対する相談事業」の実施状況を明らかにすること。解決後「過払い金」等が市税等に充当されたケースの有無、あるとすればその件数と金額について明らかにすること。

【回答】

1 多重債務相談件数

	相談者数
平成20年度	163人(男77人、女86人)
平成21年度(9月まで)	81人(男40人、女41人)

2 多重債務相談実施状況

- ・平成20年度から相談業務開始
- ・毎月第3木曜日、第4日曜日の午後1時から4時まで、鳥居松ふれあいセンターにて実施(予約制)しています。
- ・NPO法人「クレサラあしたの会」に委託(無償)しています。

3 過払い金件数と金額

多重債務相談は、クレジットやサラ金などからの多額の借金の返済に苦しんでいる多重債務者の解決に向けての相談を行っているため、市税等に充当されたケースの有無については把握していません。

国民健康保険税の滞納のある方を対象に、6月から3月までの最終日曜日、午前9時から正午、午後1時から4時まで、多重債務相談(予約制)を行っています。

	相談者数	過払い金の充当人数	過払い金額
平成20年度	49人	12人	5,073,500円
平成21年度(6月～9月)	15人	—	—

8、生活保護の平成20年および21年（9月まで）の相談件数、申請件数、開始件数を明

らかにすること。

【回答】

	相談件数	申請件数	開始件数
平成 20 年度	714 件	352 件	315 件
平成 21 年度(9月まで)	913 件	283 件	261 件

9、緊急生活支援相談窓口の活動と相談件数を明らかにすること。

【回答】

緊急生活支援相談窓口単独の活動としてではなく、上記8の相談の一環として、相談に応じている。相談件数も上記8に含まれている。

10、非核春日井市宣言を行い、市民に啓蒙するための施策をおこなうこと。

【回答】

非核自治体宣言は、市民一人ひとりがこの問題について自覚し、市民全体の自主的な運動の盛り上がりを行政が受け止め、更に発展させていくことがもっとも効果的であると考えております。

以上